

下川町議会基本条例（素案）

前文

下川町議会は、二元代表制の一方の担い手として、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、町民の負託に応え、町民全体の福祉の増進を実現する使命が課せられています。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなります。

議会は、持続可能な地域社会の実現を目指し、その持てる機能を十分に駆使して、地域における民主主義と町民自治の前進に寄与するため、あらゆる機会における自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。

よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、町民と共に築く町を目指して、この条例を指針に議会活動を広く展開し、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、ここに下川町議会基本条例を制定します。

【解説】

前文は、下川町議会が議会基本条例を制定するにあたっての背景や基本的な考え方、議会の目指すべき方向性など、本条例の制定によって議会の権能をさらに高め、町民から負託された期待に応えるための決意を表明したものです。

地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、憲法に定める地方自治の本旨を目指していることから前文を置きます。条文は、柔らかく平易な表現として「ます体」を採用します。

第1章 総則（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な議会活動の基本事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、下川町の持続的なまちづくりと町民福祉の増進に寄与することを目的とします。

【解説】

議会・議員活動の活性化に必要な基本事項を定め、持続的発展と町民福祉の増進に寄与することを目的として定めています。

（目指す議会像）

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

- 2 議会とは、「町民に開かれた議会」、「町長と切磋琢磨する議会」、「自由で活発な議論が展開される議会」、「政策提言ができる議会」、「町民の声を行政に反映する議会」、「下川町の民主主義と町民自治発展の推進力となる議会」を目指します。

【解説】

議員としての責任、目指す議会像を定めています。

- ・「町民に開かれた議会」、「町長と切磋琢磨する議会」、「自由で活発な議論が展開される議会」、「政策提言のできる議会」、「町民の声を行政に反映する議会」、「民主主義と町民自治発展の推進力となる議会」を目指します。

第2章 町政の意思決定を担う議会と議員の基本原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性、透明性、公開性を確保して活動します。

- 2 議会は、町行政全体を把握、分析し、町長等に対し町民本位の適切な行財政運営について、監視、批判及び評価します。
- 3 議会は、町民の多様な意見、要望の把握に努め、政策立案、提言及び条例提案等を積極的に進めます。
- 4 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつ達な討論を重んじ、論点及び争点を明らかにします。
- 5 議会は、町民にわかりやすく、かつ、開かれた議会運営に努め、多様な町民参加を保障します。

【解説】

議会は合議制の議事機関と位置づけ、基本原則を明記しています。

- ・町民本位の行政運営が行われている監視し、批判及び評価すること（監視・批判とは、非難、批評、論評ではなく、あくまでも町民全体の立場に立ってなされる文字通り正しい意味での監視、批判です）。
- ・政策立案・提言、条例提案等を行うこと。
- ・議員間の討論から論点、争点を明らかにすること。
- ・開かれた議会運営と町民参加を保障すること。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、常に町民に対する議決責任と説明責任を果たすために不断の努力を貫きます。

- 2 議員は、町民の信頼に応えるために、町民から付託された責務を深く自覚し、学ぶ

こと、議論を深め合うことなどにより、自己の能力、資質の向上に努めます。

- 3 議員は、議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究、町民意見の聴取に努めます。
- 4 議員は、町政の現状と課題全般について、町民の意見を的確に把握し、政策提言及び議会審議に生かします。
- 5 議員は、議会の構成員として、町全体の行政の発展及び町民福祉の増進を目指して活動します。

【解説】

議員の活動原則を明記しています。

- ・責務を自覚し、自己の能力、資質の向上に努めること。
- ・独自の調査研究、町民意見の聴取に努めること。
- ・町民の意見を的確に把握し、政策提言、議会審議に生かすこと。
- ・政治倫理と品位を自覚して行動すること。
- ・町全体の町民福祉を増進すること。

第3章 町民とともに考え活動する議会

(委員会及び委員長の活動原則)

第5条 下川町議会委員会条例(平成19年下川町条例第1号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」といいます。)は、適切な運営により機動力を高めます。

- 2 議会は、委員会の運営に当たって、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行います。
- 3 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行います。
- 4 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点及び争点等を明確にします。(情報の公開、町民との共有)

【解説】

委員会の適切運営を明記しています。

委員会の進行状況は、委員長のリーダーシップに左右されます。委員は委員長に発言を求めて指名を受けてから発言しますが、闊達に発言できる委員討議は重要です。委員長は、委員会の合意形成のために委員討議を行い、論点を整理した内容を報告します。

第6条 議会は、議会活動に関する情報を公開し、町民と情報を共有します。

- 2 議会は、町民に対して議決責任及び説明責任を果たすため、議員の活動状況を提供

するものとしします。

- 3 議会は、原則として常任委員会等（特別委員会を含む）を傍聴することができるものとします。なお、公開しない場合には、その理由を示します。

【解説】

情報公開と町民との共有を明記しています。

- ・ 議会活動の情報を公開すること。
- ・ 議案等に対する議員個々の賛否を公表し、評価できる活動状況を提供すること（議会だよりに掲載できる）。
- ・ 議会の会議は原則公開するが、非公開の場合は理由を明らかにすること。
- ・ 町民が行政と議会に関心が持てるよう広報活動を充実すること。

（町民参加及び町民との連携）

第7条 議会は、町民と議会との交流を深め、連携を強めるために、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、広く町民の意見を聴取し、議会活動に反映します。

- 2 議会は、議会及び議員の政策能力を高めるとともに、政策提案を行います。
- 3 町行政の現在と未来にとって重要な案件の議決にあつては「公聴会」等を開催し、町民の意見を聴取するよう努めます。
- 4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付けて、審査において必要と判断した時は、提案者の意見を聴くことができるものとしします。

【解説】

議会報告会等で町民参加の推進を明記しています。

- ・ 町民と議会の交流を深め、意見を聴取し議会活動や政策提案に反映すること。
- ・ 会議の開催を工夫すること。
- ・ 既に開催している「井戸ばた会議」に加えて「出前会議等」の開催、公聴会及び参考人制度を活用して町民意見を聴取すること。
- ・ 請願や陳情を町民の意見ととらえること。

（議会モニターの設置）

第8条 議会は、議会、町政への町民の多様な意見、批判、提案等を受け、議会活動に反映するため、議会モニターを設置するものとしします。

【解説】

既に設置している議会モニターの方々のご意見等をいただき、議会だよりや議会活動の参考とするものです。

(災害等への対応)

第9条 議会は、災害等が発生したときは、下川町議会災害等対策連絡会議を設置することができます。

【解説】

大規模災害などの非常時において、議決機関として迅速に意思決定するとともに町民の必要事項を反映する機能を確保することができます。

第4章 二元代表制の一翼を担い、町長と切磋琢磨する議会

(町長等と議会との関係)

第10条 議会及び議員は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めます。

2 本会議及び委員会における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握したうえで論点、争点を明確に行います。

3 一般質問での議員と町長等との質疑応答については、一問一答方式で行います。

4 町長は、一般質問において、質問の趣旨、内容の確認、質問の背景及び根拠の確認のために、議長の許可を得て反問権を行使することができます。

5 3月定例会議においては、町長の町政執行方針（予算編成方針を含む。）及び教育長の教育行政執行方針について、質問通告者に限り、一般質問で取り上げることができます。

6 議会は、本会議等における議員の一般質問、議案審議における町長等の答弁について、その後の対応を調査して公表することができます。

【解説】

町長と議会の関係を明記しています。

- ・町長等との立場を踏まえ、議会審議における緊張関係の保持に努めること。
- ・議員と町長等との質疑応答は論点、争点を明確にすること。
- ・一般質問は一問一答方式で行うこと。
- ・町長は、議長の許可を得て反問権を行使できること。
- ・町政執行方針等については、通告事項がなくても一般質問することができること（ただし、一般質問通告者に限る）。

※反問権は政策論議の充実化を図るものです。一般質問に対して、趣旨等「問い返し」ができることを想定しています。

※第6項の規定については、「質問等進捗状況調査実施要綱」を定めており、町長の答弁等に係る進捗状況について確認することが可能になっています。

(町長による政策形成過程等の説明)

第 1 1 条 議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等について、議会審議の水準を高めるために、次に掲げる形成過程の資料の提出を求めることができます。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 町民参加の実施の有無とその内容
- (3) 下川町総合計画若しくは国・北海道の計画との整合性
- (4) 将来にわたる財政計画とコスト計算及び財源措置
- (5) 広域行政（広域圏、一部事務組合）との整合性
- (6) 他の自治体の類似する政策等との比較・検討

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

【解説】

議会は、議会審議の水準を高める資料の提出を求めることができます。特に重要な政策等の意思決定において、執行後も想定しながら、政策形成過程を論点として審議します。

(予算・決算における政策説明資料の提出)

第 1 2 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、町長に対しわかりやすい政策別または事業別の説明資料の提出を求めることができます。

(政策提言活動の強化)

第 1 3 条 議会は、町の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、町行政の発展と町民利益につながる条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に積極的に取り組みます。

(議決事件の拡大)

第 1 4 条 議会は、(議事機関としての機能強化のため、) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 2 項の議決事件について、次のとおり定めます。規定により、議決事件の拡大について積極的に活用します。 **※各号は検討中です。**

- (1) 町民憲章・宣言
- (2) 友好・連携協定締結
- (3) 町花・町木
- (4) 下川町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画
- (5) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告
- (6) 下川町都市計画
- (7) 下川町地域防災計画

- (8) 下川町農業振興地域整備計画
- (9) 下川町森林整備計画
- (10) 下川町地域福祉計画
- (11) 下川町住宅マスタープラン
- (12) 下川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (13) 下川町子ども・子育て支援事業計画
- (14) 下川町人口ビジョン・総合戦略
- (15) 下川町公共施設等総合管理計画
- (16) 下川町教育総合大綱（下川町教育推進計画）

【解説】

議事機関としての機能強化のため、地方自治法に基づく議決事件の拡大を積極的に活用することを明記しています。

第5章 民主的議会運営と議会機能の発揮

（自由討議による論点、争点の整理）

第15条 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに町民に対する説明責任を負うものとします。

2 議員は、自由かつつな討議を経て、政策、条例、意見等の議案を提出するよう努めます。

3 議会は、必要に応じて、弁護士、税理士などの専門家の協力を求めることができます。

【解説】

自由討議による論点、争点の整理に関して明記しています。

- ・ 議案審議等では、議員相互間の自由討議によりで議論を尽くすこと。
- ・ 政策、条例、意見、決議等を積極的に提出するよう努めること。
- ・ 弁護士、税理士など専門家の協力を求めることができること。

（議会白書、議会の自己評価）

第16条 議会は、町民に対し、議会及び議員の多様な活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会改革を一層前進させ、議会活動の活性化を図ります。

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会活動について、1年ごとに所管する特別委員会が調整し、議会白書として町民に公表します。

- 3 議会は、議会の活性化の取り組みに終えんがないことを認識して、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、その結果を町民に公表します。

【解説】

議会白書、自己評価の公表に関して明記しています。

- ・議会及び議員の活動内容を公表し、議会改革の前進と議会活動の活性化を図ること。
- ・議会白書を公表すること。
- ・議会としての評価結果を公表すること。
- ・白書、評価の必要事項は別に定めること。

(議員研修の充実)

- 第17条 議会は、議員の理論政策能力の向上、特に政策立案能力を高めるために、議員研修を充実強化するとともに、議員は自己研鑽に努めます。

【解説】

議会は、議員研修計画に基づき研修会を開催します。議員は、各種研修に積極的に参加します。

(議長、副議長の所信表明)

- 第18条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設け、質疑も行います。

【解説】

議会は、議長及び副議長を志願する者に、議会活動の方向性を明確化するとともに議会の透明性をより高めるため、所信表明の機会を設けます。

第6章 最高規範性及び議会改革の推進による見直し手続き

(最高規範性)

- 第19条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規定等もこの条例の理念に従わなければなりません。
- 2 議会は、議員にこの条例の理念と実行方法を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行います。

【解説】

議会運営の最高規範であることと実行方法に関して明記しています。

- ・議会に関するいかなる条例等にも優先すること。
- ・一般選挙後速やかに当該条例の理念と実行方法を研修すること。

(議会改革及び活性化の推進)

第20条 議会は、議会改革の推進を意識的に努力するとともにこの条例の目的が果たされているか議会運営委員会及び議会全員協議会において適宜、検討・検証します。

2 議会は、検証の結果、制度の改革が必要と判断した場合は、適切な措置を速やかに講じます。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由等を説明します。

4 議会は、議会改革を系統的に推進するために、全国の先進議会への視察、交流等を積極的に取り組みます。

5 議会は、改革の推進及び活性化の推進のため学識経験を有する者等をアドバイザーとして置くことができます。

6 議会は、通報者の保護を図ることで、違法又は不適切なものを対象として、町民等から広く通報を受け付け、調査が必要と判断したものは事実関係を調査します。

【解説】

議会改革の推進に関して明記しています。

- ・この条例の実践状況を議会運営委員会、議会全員協議会で適宜、検討・検証すること。
- ・検証の結果、制度改革が必要な場合速やかに措置を講じること。
- ・条例改正において、本会議で改正理由を説明すること。
- ・議会改革を推進するため、先進議会への視察、交流を行うこと。
- ・議会改革推進のために学識経験者等のアドバイザーを置くことができること。
- ・通報者の保護を図り、町民等から広く通報を受け事実関係を調査すること。

(議会事務局の体制強化)

第21条 議会は、議員の政策提言及び議会活動を前進させるため、議会事務局体制の強化に努めます。

【解説】

議会事務局は、議会事務、政策提言及び調査研究の充実のため、局長、主査、会計年度任用職員の3人体制を維持するものです。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければなりません。

- 2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、別に定めます。

【解説】

議員は、町民全体の奉仕者であることを深く認識するとともに、遵守すべき事項は別に定めます。

(通年議会)

第23条 議会は、第20条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

- 2 会期を通年とするために必要な事項は、別に定めます。

【解説】

社会情勢を踏まえて、行政諸課題に適切に対応するため、会期を通年とします。例えば、一定例会として5月から翌年の4月までを会期とし、6月、9月、12月、3月には定例会議として審議期間を設けて、議長により開会することができます。

(文書質問)

第24条 議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます。

- 2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。

- 3 文書質問について必要な事項は、別に定めます。

【解説】

活発な政策論議へ展開を想定しています。

(附属機関の設置)

第25条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

- 2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

議員の定数、報酬等の見直しにあたっては、町民や学識経験者の意見を反映させるため、附属機関を設置するものです。

(検証及び見直し手続)

第26条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討します。

- 2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

【解説】

この条例の目的について検証し、改善が必要な場合はこの条例の改正を含めて適正な措置を講ずるものです。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

【解説】

条例施行に必要な事項は、条例、規則及び要綱などに定めます。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

【解説】

令和2年12月定例会に提案することを目指しています。また、議決し公布された後、施行までに町民周知並びに関係条例等を整理する期間を想定しています。なお、議会単独の基本条例とすることから、既存の下川町自治基本条例の本文から議会、議員に関する条文を、改め、削る、削除とするなど条例改正が必要になります。